

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は入札保証金を納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を令和4年9月29日(木) 17:00までに提出した場合
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人及び公社を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を令和4年9月29日(木) 17:00までに提出する場合

4 入札保証金の納付

納付方法	(1) 入札保証金納付書発行依頼書を令和4年9月27日(火) 17:00までに、企業局北谷浄水管理事務所庶務班に電話連絡の上、持参し、納入通知書の発行を受けること。 (2) 依頼書の受理後、納付通知書を発行しますので、琉球銀行にて入札保証金を納付すること。 (3) 入札保証金の納付を確認するため、令和4年9月29日(木) 17:00までに、領収書を企業局北谷浄水管理事務所庶務班に提示すること。
納付期間	通知後から令和4年9月29日(木) 17:00まで
還付方法	入札保証金還付請求書により登録した口座に振り込む(落札業者を除く)。

5 入札保証金の不還付

落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は沖縄県企業局に帰属します。また、入札保証金を免除された者が、契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額の100分の5を企業局に納付しなければなりません。

6 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、特に指定されていない限り、午前9時00分から午後5時00分までとします。